

参議院内閣委員会會議録第四十七号

昭和二十七年六月二十日(金曜日)午前
十時十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 河井 彌八君
理事 鈴木 直人君
中川 幸平君
成瀬 幡治君

委員 楠瀬 常猪君
横尾 龍君
楠見 義男君
竹下 豊次君
和田 博雄君
上條 愛一君
波多野 鼎君
栗栖 越夫君
松原 一彦君
三好 始君
青木 正君

衆議院議員

國務大臣

建設大臣

政府委員

總理府恩給局長

行政管理局長

行政管理局

管理部長

大蔵省主計局長

事務局側

常任委員

會專門員

常任委員

會專門員

説明員

大蔵省主計局

給与課長補佐

本日の会議に付した事件

○大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給の特別措置に関する法律案(衆議院提出)

○国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(河井彌八君) これより内閣委員会を開会いたします。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案、大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案を議題といたします。本日は参考人として日本銀行總裁二万田君、経済安定本部顧問向井君、帝國銀行社長佐藤君の御意見を伺うことにいたしました。この御意見を伺うために、国会法第五十二条第一項但書によりまして、この委員会の決議によりまして秘密会といたしたいと思います。御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(河井彌八君) それでは秘密会といたします。

午前十時十二分秘密会に移る

○委員長(河井彌八君) 速記をとめます。

午前十一時三十分速記中止

午前十一時四十八分速記開始

○委員長(河井彌八君) 速記を始めて下さい。これで秘密会を終ります。

午前十一時四十九分秘密会を終る

○委員長(河井彌八君) それでは委員会を休会いたします。

午後一時三十分休会

○理事(中川幸平君) それでは休会前に引続いて委員会を開会いたします。

昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給の特別措置に関する法律案を議題といたします。

先ず発議者衆議院議員青木正君から提案理由の説明を承りたいと思ひます。

○衆議院議員(青木正君) 本法案につきましては先にその提案理由を御説明申し上げましたが、衆議院におきまして修正議決をいたしましたのでその修正の理由並びに要旨を改めて御説明申し上げます。

本法案の原案は先に御説明申し上げましたごとく昭和二十二年七月の給与改正及び昭和二十二年十月の給与凸凹調整等の原因によつて生じた不均衡を是正するため職年を基礎として恩給額を改定しようとするものであります。が、これを実施する上におきまして予算その他の点において相当困難がありますので、修正案は原則として在職年

による改定を行わないで旧恩給制度の俸給額に大体対応すると認められる現行制度の俸給額を仮定年額とし

て恩給額を改定しようとするものであります。即ち現在恩給計算の基礎となつてゐる仮定年額は最低が四級一

号、最高が十四級職、最高俸給相当額となつておりますのを、それ〴〵五級

一〇、十五級職最高俸に引上げ、中間においては四号乃至六号を引上げんと

するものであります。ただ旧恩給制度下の教育職員、警察、監獄職員、その他地方の官吏等は永年勤続にもかかわ

らず俸給が比較的低くなつておりますので、これらのもの、即ち委任官程度

以下のものが在職二十五年以上、警察、監獄職員で在職二十年以上のものにつ

いては一段階、即ちおよそ二号俸上位の仮定年額に更に引上げて規定す

ることとしたのであります。これによりまして従来の恩給は大体一割五分乃至三割五分の増加となるのであり

ます。なお昭和二十二年七月から昭和二十三年六月までに給与事由の生じた恩給

については昭和二十一年七月の改定俸給額に依りて恩給額が計算されていま

すので、その給与改定前の俸給額に適當な調整を加えて別表を適用し改定す

ることとし、若しこれによつて改定前の恩給より低くなる場合は従来の恩給

額のままでとすることにいたしてゐるのであります。

次にこの恩給改定の時期につきましますのは、本年十月を目途といたしてお

のであります。が、予算編成との関係もありまします。政令に委ねることとし、少くとも昭和二十八年一月より遅れてはならないこととしたのであります。

以上簡単であります。が、衆議院における修正の理由並びに要旨を御説明申し上げます。

何とぞ皆さまの御賛同をお願いする次第であります。

○理事(中川幸平君) 恩給局長がお見えになつておりますからどうぞ御質疑をお願ひいたします。

○楠見義男君 提案者のほうから只今衆議院における修正の理由についての御説明を頂いたのであります。が、その御説明の中にあつた予算の関係、経費の関係等についてお触れになつたと思ひます。が、その原案における所要総額と、それから修正案による年間増加所要額と言ひますか、そういう予算、金額的の御説明を煩わしいと思ひます。

○衆議院議員(青木正君) 当初私も各派共同提案といたしまして提出いたしました原案におきましては、私も率直に申し上げまして議員提出でい

たしますので、どれくらい予算がかかるかといふことについて一応人事院で作り出した資料等に基いて、つまりこの幾つかの場合を取上げてまして、それから類推した経費、これで類推いたしました。大体国費が十七億というやうな数字で私も了解しておつたのであります。さて提案いたしましたので、なお

大蔵省の主計局等について詳細にその案による経費関係の調査をせよとあるところが、大蔵省が二十三、四億かかるというところが、明瞭になつて参つたのであります。又府県知事裁定分も大体その程度であつて四十億の予算が要するところが明瞭になつたのであります。そこで財政の都合等もいろいろ政府も折衝いたし勘案いたしまして、今度の案をその面からも調整したのであります。今回の修正案によりますと大休年間費十二億程度というふうな主計局等で調べた結果は、さうなつております。府県知事裁定分もほぼ同額というふうな了解しております。

○楠見義男君 実は私もちよつと常識的という言葉は適当じやありませんが、奇異に打たれましたが、衆議院の各派、与党も含めた各派で御提案になつたものは、御提案になつたその各派自身が修正をせられたという点がちよつと不思議に思えてしょうがないのであります。その辺の事情も少し御説明を願ひたい。

○衆議院議員(青木正君) 誠に御尤もであります。私もみづから提案してみずから修正するという不思議な話であります。あの法案を出します場合に私も何かしてこの問題を解決しなければならぬということで、私もいたしましてはまあ力の及ぶ限り二、三カ月を要しましてあの案を作り上げたのであります。ところが作りましたので、突然私も素人でありまして、恩給局長なり或いは主計局のかたなり来てもらひまして、詳細にその案につきまして政府側の専門的な意見も徴して見たのであります。そういう

たしますと、あの案についていろいろ問題もありますが、私も提案者として専門家の話を聞いて考えさせられました問題は、第一点といたしましては、原案が在職年数というもののみに重きを置き過ぎておる。その結果として、例えが非常に卑近な例で恐縮ですが、課長さんがおつてその下に係長さんがおる、この場合課長さんのほうが当然俸給が高かつたので恩給は高いわけでありまして、ところが在職年数に余りに重きを置き過ぎますと、課長は高文を通つて割合短かい年数で俸給も高くなつておる、係長のほうは長い年数かかつてそこまで行つたのであります。ところが、俸給は少かつたので恩給も少す。ところが在職年数だけに余りに重きを置き過ぎますと、結果といたしまして課長よりも係長のほうが遙かに上になつてしまふ。そういうふうなことが例えれば一つの例であります。事例がしばしば出て来る。そうしますと前の恩給の秩序と申しますか、現在の秩序を非常に阻害するやうなことになるのじやないか。それから又現行の給与制度から見ても、勿論この前に在職に伴う諸手当を本俸に入れることにいたしましたけれども、そういういたしますと、あの案のように余りに在職年数に重きを置き過ぎることになります。現行の給与制度そのものの秩序に對しても面白くない結果が起るのじやないかというところが一つ考えられるのであります。それからもう一つ、あの案によりますと、つまり先ず在職年数によつて改定しようとするのであります。地方になりますと、先ず在職年数と加算の年数とは必ずしも明確で

ないものがあるものであります。勿論詳細に調べればわかるのであります。事務的に見ますと、それを調べるのは非常に手数も要りますし、なか／＼うまくいかなんという点も、事務的の支障があるということも私もわかつて来たのであります。そうした点。それから先ほども申し上げました予算の点であります。これは勿論不均衡は正のためにも私も相当の予算を組んで頂かなければならぬことは当然であります。一面におきましては国家財政の現状も考えなければいけませんし、又他の軍人恩給等の問題もこれは直接の関連はありませんが、考える必要もあるのじやないかというふうな見地。そうしたことから実際の事務的にも、或いは又予算の面からも又現在の給与制度なり恩給制度の秩序を乱すやうな結果になつてもというやうな考慮かいかというところで、いろいろお話し上げまして、お話し上げたというか自由党、社会党、改進黨等さんしていろいろ検討しまして、各派ともそういうやうなことで、意見一致してあの修正になつた。こういう結果になつております。

○楠見義男君 そういたしますと、大體不均衡は正の問題は、これで一応は是正された、こういう御見解に基く案でございますか。

○衆議院議員(青木正君) 不均衡の是正問題につきましては私も当初調べたところによると、極端な場合は四割程度の差がある、二十三年六月を前後といたしまして、できればそれら全部を解決したいということを考えたのであります。ところが完全に不均衡は

正を図るためには、まあやかましく言ふと、殆んど個人々々について、実際に個人々々の場合を考へてその格付をしなければ、本當の意味の不均衡は是正できない。そうしますと、現実の問題として、これは言うべくして殆んど実行困難であるということから、或る程度の線を引いて、それによつて御不満もあつたやうな、大體こういうことで不均衡を是正してもうよりほかないのじやないかというところで、考え方をそこに置いたわけでありまして、そこで最初にこの修正案を作ります場合に、恩給局等の御意見を承りますと、前の俸給制度に對する現在の俸給制度に大體対応するといふ一本の線が引かれた。併しながらかつて、この程度で一つ或る程度は是正できたといふふうな考へておるわけでありまして、

○楠見義男君 これは多少意見を混えての質問で、或いは別の意見をほかの委員ももちになつておるかも知れませんが、私は御説明を伺つておつて、大蔵省の何と言ひますか、予算的な制約と申しますか、そういうことが本来完全に均衡をとるべきものが定められておるのじやないかという感じが持つておるのであります。そこで本来ならば、不均衡は正が一番問題であれば、客觀的に不均衡だと思はれる点を完全に是正するといふことが、本来不均衡は正の問題じやないか。ただそれが本年度予算には計上されておらない、或いは金額的に仮に準備金の余裕がないといふことであるならば、建前としては不均衡は正の問題は完全に是正をして、そうして金が出せる、即ち来年度版に三カ月原案よ

て或る程度不均衡の是正ができる、又これによつて一つの御不満があつても御満足をお願いするよりほかないのじやないか、かように考へておる次第であります。

○楠見義男君 そうしますと、こういうふうに理解していいですか。不均衡は正の問題は完全に是正されないけれども、少くとも従来問題になつておつた不均衡の一部分はこれによつて是正された、併し残されたものはなおある。こういうふうな理解していいですか。

○衆議院議員(青木正君) 大體においてその通りであります。これによつて完全に是正できたとは私も考へられません。併しながらかつて、この程度で一つ或る程度は是正できたといふふうな考へておるわけでありまして、

○楠見義男君 これは多少意見を混えての質問で、或いは別の意見をほかの委員ももちになつておるかも知れませんが、私は御説明を伺つておつて、大蔵省の何と言ひますか、予算的な制約と申しますか、そういうことが本来完全に均衡をとるべきものが定められておるのじやないかという感じが持つておるのであります。そこで本来ならば、不均衡は正が一番問題であれば、客觀的に不均衡だと思はれる点を完全に是正するといふことが、本来不均衡は正の問題じやないか。ただそれが本年度予算には計上されておらない、或いは金額的に仮に準備金の余裕がないといふことであるならば、建前としては不均衡は正の問題は完全に是正をして、そうして金が出せる、即ち来年度版に三カ月原案よ

り遅れても、完全に是正すべきじゃないか。それを或る程度十分であるというのを自覚しながら、それをそのまま通すということは、問題をそこで一応解決したような恰好になり、将来に対する完全是正の努力の熱意が失われるのじゃないか。こういうことを、先ほど申し上げたように意見にも耳をすることがありますが、そういう気がしてならないのでありますが、その点は衆議院としてはどういうふうにお考えになつておられますようか。

○衆議院議員(青木正君) 御尤もの点もあるのですが、ただ私も財政の点で論議した結果ではあります、必ずしもそればかりではないのであります、この案によりまして、恩給局あたりにはいろいろ意見を聞いて見ますと、これでも場合によりまして、現在の人も何と申しまするか、これは途中の極く低いところを一段階上げておる結果といたしまして、その後のかたとの均衡を失するのではないかと問題も、場合によつては考えられないでもないということが出て来るのであります。つまり完全にやる余り、先ほど申し上げましたように、個々について格付いたしますれば別問題であります、そうでなしに、或る程度の線を引いてやることになり、ますと、その線の引き方如何によりまして、つまり線をちよつと高く上げますと、不均衡は正の結果又不均衡を生ずる。こういう問題も出て来ますので、どうも思ひ切つたところまで線が引けないということも実際の問題として出て来るのであります、予算の問題と言いますか、その問題も相当考慮しなければならぬのじゃないか。不均

衡は正の結果又不均衡が出ていけないということ、二、三カ月、私案人よくわからなかつたのであります、いろいろ検討して見ますと、そこに非常な困難な点がありますので、甚だ不満足な是正方式になるかも知れません、先ずこの程度よりないのじゃないかという結論に到達したのであります。

○上條愛一君 そうすると衆議院においては、当分はこの修正案で行こうというので、近き将来においてなお更に不均衡を是正するという御意向があるかどうか。

○衆議院議員(青木正君) 私どももいたしましては、これを修正案として最善のものとして出しました以上、現在のところ自分たちとしてはこれをどうという考えはないのであります。とにかく現段階におきましては、この修正案によつて不均衡を是正して行こう、かように考えるのであります。

○松原一彦君 私は申し上げたいこともたくさんありますが、沿革的に見まして、昭和二十三年七月に恩給の非常な低い、釘付になつておつた低いものを引上げるために仮定法を設けた。

〔理事中川幸平君退席、委員長着席〕
そのときの責任者は、実は私どもが提案者であつた。素人であるために恩給局その他の専門家にきまして仮定法を作つて出しましたが、そこに誤りがありまして、その結果として累年ベータ・アップに伴うスライド・アップするごとに不均衡が顕著に現われまして、今日まで何年かの間に旧恩給受給者のかたゝの不満を買つて参つたのであります。でありますからして、こ

ういう是正のときには正確なるベータ、あとに禍いを残さないようなベータを定めませんという、なか／＼不満も直らず、請願も続々出て来るし、非常に無駄なことをしなければならぬから、今回は幸いに先般お出しになりましたものが、衆議院諸公の御尽力により実現するといひますれば、これによつて一応不均衡問題はなくなると信じておつたのであります、今一回お出しになりましたものは、どうも一面から見ますという、不均衡を完全に是正する基準をおきめになつたのではなくして、如何にも今補見委員の言われましたように、予算を十億ほどやるからこれに合せて適当に段階を作れといつたような感じがしてならないのであります。そういうことを論ずると長くなりますから、この辺でとめておきますが、その後衆議院では二十日以上も御研究に御研究を重ねられまして、御苦心の結果二億何千万円の追加をして、十二億四千万円ぐらゐなところで一応ここに表ができた。併しこれもなか／＼完全な不均衡は正というものにはならない。

一つのステップを踏んだことに過ぎないといふことになつたのは、私は非常に遺憾だと思ひます。併しこれによつて一応の急場も救われましようし、無きにまざることも万々だと思ひますから、私は異議はございませんが、ただこれが一つの恩恵的に取扱われて、低い恩給者に若干のものを配るといふことになりまして非常に困る。というのは、受恩給者というのは、古い人たちが多くのでありますから、非常に一種の何か理論を持つております。この人々は単なる増額ならば我々は頂かな

い。権利としての、不均衡を是正するならば、それは当然のことだから受け取る。恩恵的に幾らか恵んでやるから黙つておれと言われたのではどうも我々そう快く頂けないという潔癖な人が相当ある。現に私のところに申込んでおる。こういうことから今回はできる限りあとに禍いの残らない基準的なものが欲しかつたのでありますけれども、こういうようなことに今なりました、一応の階段を踏むということをして承いたしたいと思ふのであります、ここに不可解なのは、この法律の第一項に、この実施の期日を政令で定める年月分とあつて、括弧があつて「遅くとも昭和二十八年一月分」以降、云々とありますのが、どうも不安定な感じであるのであります。これは今の御説明によりまして、十月一日から実施したいと思つておる、かようなお話であります。若し十月一日から施行するといふと、四分の三半期分が一月払いとなりますから、今年度補正予算に五億円以上の経費をば計上しなければならぬのであります。又「遅くとも」とありますので、二十八年一月分以降にこれを実施するといふと、本年度の予算には計上は要らない。四月の新年度からの分で支払ができるのであります、この点につきましてどのような御了解がございまして、不安定な感じを与えるのであります。この点につきまして御提案者の側から記録に残るような一つ御証言を願つておきたいと思ひます。

○衆議院議員(青木正君) お話誠に御尤もであります、私もも原案にもありますように、十月から実施といふことを考へておつたのであります。そこでいふ／＼法案を作るときになりまして、政府当局と、或いは又法制局側といふ／＼折衝いたしましたところ、補正予算を組まなければならぬような規定を、つまり政府の予算編成権を拘束するような規定を、はつきりと時期が補正予算でなければならぬといふようなことを規定しておくことはどうかと思ふのであります。他の立案例をいろいろ調べてもあつたのであります、が、ほかの同様なものにおきましては、私どもも調べました範囲におきましては、そうしたものは政令に譲つて、政令に時期を譲つておりますので、そうした立法例によりまして、これも同じような表現のいたし方をしたのであります。併しながら私どものものでも狙いは、十月からということでありまして、表現の形式はこういたしました、提案者としての狙いは、今日毫も變つておりません。又私どもは飽くまでもその趣旨で、この法律が通過いたしました以上は、政府に向つて十分十月から実施が出来ますように、補正予算を組みます機会がありましたら、そのことを強く要求する、かような考へでおるわけでありまして、○松原一彦君 大蔵当局に伺ひますが、今の衆議院の提案者からのお話の通りに、こゝ書いてはあつたけれども、実は趣旨は十月から実施して一月份から増額を支給することを意味しておるのだと、これに対する大蔵省の側の御用意を伺ひたいのであります。

○委員(河井彌八君) 速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○三好始君　そういたしますと、やはりこれは予算措置が非常に重大な問題であることは申すまでもない法律案でありますので、提案者が専ら折衝された主計局長なり、給与課長に一応この委員会に出て頂いて意向を質すのが委員会として正当な態度ではないかと思ひますが、そういう機会を委員長のおうでお作り頂きたいと思ひます。(異議なし。と呼ぶ者あり)

○委員長河井謙八郎 三好君にお答えしますが、今龍川事務官の御説明だけでは、その説明が食い違ふのであります。どうしたつて責任のある政府委員が出てはつきりすることが必要だと委員長は考えております。それ故に主計局長に出席を要求しておりますが、この席には今はいつ来るかわかりません。それを努めております。

委員諸君についてに申しますが、それがはつきりしないとちよつとすぐきめかねるだらうと考えます。

○中川幸平君 この程度にして明日に
でも主計局長の出席の時間を見計らつ
て説明してもらふことにお願いま
す。

○委員長（河井彌八君）速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(河井彌八君) 連記を始めで、それではこの際議題といたしますのは、国家行政組織法の一部を改正する法律案及び行政機関職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。

国家行政組織法の改正案につきまして御質疑があればこの際願います。

ども、私どもの考えでは、その下の課というものが必要以上に余計あるということをよく見るのでございますね。ところが行政組織法には課ということをも一つも謳ってないわけなんです。これは省庁の都合によつて自由に課がでできることになつてゐる。こういうことについて何か束縛をしたほうがいいんじゃないだろうか。例えば各省庁において課を新設又は廃合するときには総理

大臣とでも言えんから、行政管理局の承認を受けるのか、認可を受けるのか、協議をするとかいうようなことをかゝつても、今後のためにいいのではなからうかというふうに考えますのですが、管理局のお考えはどうでございますか。

○政府委員(大野木克彦君) この問題につきましては、或いは長官からお答えするほうが適當かと存じますが、一応事務的な面から申し上げますと、お話の通り、課の設置につきましては、省

令によります組織規程で以て設けられますので、只今のところ部長の意向によつて組織規程ができますので、従つて課もそれによつて設けられることに

なつておるわけでございます。ただこれに対して何らかの審査を加えるほう

がい
いか
どう
か

ね問題になっておるところでございますが、法律によりまして、御承知の通り局部等は法律によらなければならぬということになっておりますので、それ以上更に細部まで何らかの審査を加えることがよろしいかどうか、それら

の点は或る程度所掌の大臣の政策によつて設けられるようにしたほうがいい

その点までは入らないほうがいいのではないかという立場をとっておりました。ただ前回の、昭和二十四年の行政整理のあとでも、たしか閣議了解だったと思いますが、それに基きまして今回の機構改正の趣旨に則つて課の設置等もなるべく簡素化するようにという了解があつたように存じておりますが、希望としてはなるべく各省においてそれ、全体の意向を体せられて、

簡素化せられることを希望しておると
いうような只今の状況でございます。
○中川幸平君 必要あつて課をこしら
えるのでありましようけれども、とか
く一つの局ができませんと、三課、四課
なければ体裁が悪いからというような
つもりから課をこしらえたように第三

者から見るところがあるのです。必
要以上に課を分けるということは国民
としてどういう方向に、どの課へ行つ
たほうがいいのであるか、課を二つも
廻らなければならぬというような実情

がままあるけれども、例えば法務府の人権擁護局に行きますと、二十人にも満たないので、これは必要あつてのことでございますけれども、一

課、二課、三課とある。事によると、局の下に三課もなくちやどうも体裁が

悪いというため

ろうかというような感じ。いま一つは総階制の関係があるかも知れませんが、けれども、或る程度どこかと相談をする、承認を受けるという一項を組織法に入れてもよいのじやなからうかと、かように思つて質問したような意味で

○政府委員（大野木克彦君） 私どもと

見もございまして、いろ／＼拝承しておるわけでございますので、長官も成るべく課は今後大きな課にして行きたいという気持を持っておられますので、私もといたしまして、成るべく将来は課が殖えまじょうにやつて行きたいと存じております。

○委員長(河井彌八君)　ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(河井彌八君) 速記を始め
て。
○中川幸平君 今長官がお見えになる
前に発言しましたけれども、御返事を
聞くことができなかったので重ねて発
言をいたします。行政簡素化と言いま
すと、部局を対象にして言われますけ
れども、

れども、私どもの言うのには各省庁の
課の整理も必要じゃないか。と言いま
すことは、局ができると無理に三課や
四課がなくては体裁が悪いというよう
に思われるようなやり方をしておるこ

とは、国民として非常に迷惑なのです。のみならず非常に事務の簡素化の上にも悪影響を来す。少くとも各省庁において課を新設又は廃合する場合

は、行政管理庁長官の承認を受けると
か、何とかというように、これに一項

を付けたらどう

「いうお考えでございますか。」

○國務大臣(野田卯一君) 只今の御意見であります。課の数が我々のほうから見ると非常に多過ぎるに思ふから見ると非常に多過ぎるに思ふのであります。御承知のように、課の設置というものは各省に任せてあるた

めに、その省の都合次第でどん／＼作る。或いは給与が課長となると上る。い

ありまして、今後は何とか、その課の設置というものにつきましては政府としては調整を図つて行く必要もあるわけであります。省によつては課の設置を非常に慎重にやつておるところもあるし、案外ルーズにやつておるところも見受けられます。で、今回は行政整理には直接触れなかつたのであります。が、引続いて政府の方針に基き、各省の課の状況を十分調べまして、そうし

て課を課らしいものにして行く。そして各省のバラシスのとれたものにして行きたい、こういう考えを持つておる次第であります。

○補見義男君 中川さんの質問に対しての今の管理庁長官の御答弁で、私は一般論としては必ずしも反対するもの

ではないのです。ただそれを規整するところが、仮に行政管理局なら行政管理局、その他の機関ならその他の機関、これはいわゆる官庁の官庁なんです、それが課の問題になりますと、

私は実は、これはかねて言つてゐることなのですが、便宜の問題だらうと思うのです。如何にすれば局の、或いは課の仕事がうまくやつて行けるかとい

う行政機構運営の便宜の問題も相当重要視しなければいかなと思う。そこで

一般論としては

ように必ずしも反対ではありませんが、そういうことをお考えになる場合は、いわゆる角を矯めて牛を殺すことのないように気を付けて頂かないと、得てしてそれをやるころは、実際に行政をやつていないところなのです。

ら、従つて例えば野田さんなら野田さんが、建設省なり大蔵省をおやりにな

強いの運動が起つて来るのではないかと、それだけあなたのお立場としてはやりにくいだろうと考えます。そう考えますと、次の国会に間に合うだろうかという懸念が起るのです。まあこれは整理されるという長官のお気持は相当強いように私は信じておるのでありますが、来国会でもお出しになるだけの御用意がありますか。

○国務大臣(野田卯一君) 課の問題は、今回の行政機構改革が一応成立しましたらすぐに引續いて検討に入りたいと思つております。で、これは補見委員も言われましたように、いろいろの事情があるわけですが、ただこの行政機構ばかりの問題ではなく、いろいろの戦時体制の問題であるとか、いろいろのそれから来るところがたくさんあると思ひます。そういうところもよく併せて考究いたしまして、課が一つの行政機構の単位として十分あるべき姿になるように、特に配慮してやらなければならぬ。こういうふうに考えておりました、成案を得ればできるだけ早く実行したいと考えております。

○竹下登次君 この前も申し上げましたように、余りだら／＼と期間を長くするということには非常に罪だと思ひます。一つ重ねてお急ぎになるように願ひます。

○補見義男君 国家行政組織法、それから行政機関職員定員法の質疑は、一応本日はこの程度にして、他の議案にお入り頂きたいと思ひます。

○委員長(河井彌八君) 補見君の動議に御異議ありませんか。

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと思ひます。さうに決定いたします。速記をとめて。

○竹下登次君 課の配分の問題につきまして、私はたび／＼野田さんに申し上げたのでございますが、今補見君のお話もありましたように、実際これに着手されまうという骨の折れる問題だらうと思つております。今までの定員法改正の場合でも、今度でも、役人たちは相當の強い、根強い反対をしておるが実際の事情であります。課の廃合ということになりますと、又一層

午後二時五十九分速記中止

午後三時二十一分速記開始

○委員長(河井彌八君) 速記を始めて下さい。

昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給の特別措置に関する法律案、これを議題といたします。

○栗栖越夫君 この問題については衆議院側の青木さんからの御説明はよく承わつたのでありますが、施行の時期がいつからかということによつて、来年度予算の問題でなしに、本年度の予算の問題になるといふと、補正予算を組まなければならぬという問題があります。大蔵省ではどういふような交渉に入り、どういふようなお考えであるかを承わつた上でこの賛否をきめたいと思ひますので、お尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(河野一之君) この恩給不均衡は正の法律につきまして、施行の期日を政令で定めるようになっておるのであります。この政令をいつから施行するように定めるかというお尋ねのようには拝聴したのでありますが、これを十月ということにいたしますと、今年度の補正予算に相成ります。一月とすることになりますと、明年度の問題になるわけでありまして、御承知のよう

に、これは、この問題は一つはまあ補正予算の問題でありますと同時に、又軍人の恩給等にも関連する問題でございます。軍人の恩給の問題につきましては、目下真剣に検討いたしておる段階でございますが、そういうふうな関連も考え、又補正予算の問題につきましては、只今直ちに補正予算を組むというふうな考え方になつてはおら

ないのでございますが、そういうふうな関連を考えまして、起案者の意図されるところにつきまして十分考慮し、適当に善処したいと思ひますので、次第であります。

○栗栖越夫君 そういたしますと、提案の趣意、法案に盛つてある趣意は私もよくわかりますが、軍人に関する恩給の問題、その他が割合に早く進捗して十月からこれを発足しても差支えないと、こういうふうな事情が判明いたしますと、十月から発足するたためには補正予算を組まなければならぬのですね、補正予算はあれは臨時の国会が開かれるか、それではなくとも通常国会でも初頭にこれを出すならばできると思ふのでありますが、予算をお組みになると、こう我々は解して差支えないものでしょうか。

○政府委員(河野一之君) 栗栖さんの御承知のように、軍人恩給の問題は非常に大きな問題でございます。どういふふうな問題でございますか、明年度予算においては非常に大きな問題であるかと存じております。その見通しを立てながら、今年度の補正及び来年度の補正を一体としたような考え方、この問題がきめられると思ふのであります。従つてその際において併せて考慮いたすということに相成ろうと存じます。軍人の恩給の問題につきましても、早急に案を作りたい。恩給制度の審議会も最近漸くスタートいたしましたような次第でありまして、そこで見当を早くつけられまして、案の一刻も早くでき上らんことを我々として希望いたしておる次第でございますので、よろしく御了承願ひたいと思ひます。

○栗栖越夫君 そうしますと、財源的

の措置というもののについての考慮が十分立たんというのでなしに、むしろ他の軍人に対する恩給とか、その他の点を見合せて、この際ははつきりは申されないけれども、善処はしたい、こういう趣意に解釈して差支えございませんか。

○政府委員(河野一之君) 大体その通りでございます。

○補見義男君 只今の栗栖さんの質問に対する答弁、その質疑応答から得た感じは、軍人恩給のほうがきまらなければ、このほうもきまらないうような印象を受けたのでありますが、私は軍人恩給とこのほうとは全然別の問題だと思ふのです。勿論両方が実現する場合には、これは、全体としての財政上の問題はありますと思ひますけれども、併し事柄自体は軍人恩給とは一應別の関係になると思つておるのに、今の質疑応答を承わつておると、軍人恩給のめどがつかなければ、或いはそれと関連しなければこの問題は取扱えないと、こういうふうな開いたのですが、実は提案者から伺つた理由は、そういう軍人恩給というふうな問題も一面にはある、併し根本の問題は、政府の予算編成権というものを制約するようなことになるので、特にその点は遠慮して政令ということにした。勿論政府のほうにおいては軍人恩給等のおもお考えになつておるようだけれども、併しできるだけ、口でははつきりと言えないが、併しできれば補正予算に組むようにならうという努力をしたい、こういうふうなふうな提案者は了承せられ、そして又それを先ほどのこの委員会でもお述べになつたのであります。私はそういうふうな了解しておつたのです

が、今の質疑応答を聞いて少し変になつて来たのですが、もう一度伺います。軍人恩給と同時になければこの問題が解決できないのか。それが一つと、それから提案者が、今私が申し上げたふうに言つておられるのですが、そういうふうな我々は了解していいかどうか。この二点を……

○政府委員(河野一之君) 私の申し上げようが少し誤解をお招きしたかと思つたのでありますが、この問題が他の恩給制度、軍人ばかりではありません、いろいろな問題にこれが関連して、この趣旨において措置すべきことが相当あると思つております。そういう問題の関連も、現在恩給制度審議会において軍人恩給のみならず、ほかのこともいろいろ審議される建前になつております。従つてできるだけこの案とマツチしたと言いますか、均衡を得たような案を至急に作る必要があるかと思つたのであります。そのうちの軍人恩給というのとは一番大きな問題であらうというふうな意味合いで申し上げたわけでありまして、これは大蔵大臣も或る機会において申し上げたのでありまして、軍人恩給の問題につきましても、できるだけ速かにやりたいのだということをお話された言われておるのであります。あえて二十八年度を待つまでもなく、できるだけ早い機会にやりたいということとを、たしかこの委員会でお話ししてあるのだらうと思つて、そういうふうな意味におきまして、この補正予算の機会もございましょうし、いろいろ機会においてできるだけこの国会で御起案になりました趣旨に副うてやりたい、こういう意味合いにはかならないわけでありまして。

○三好始君 補見委員と同じような疑問を私も持つたわけでございますが、若し軍人恩給その他の問題とからみ合つた問題として、併せて考へて行かなければならないという結果になります。これは昭和二十八年一月分以降に於いても考えられるものではないのですが、これは恐らく本委員会の意向としては、一月以降については、全然予算措置については問題ないものであります。提案者が信じられておられるところの十月から十二月にかけての三ヶ月分について、提案者と大蔵当局の間で、どの程度の了解ができておられるのか、それを質す必要がある。こういう気が恐らく大多數の人の考え方であつたらうかと思つておられます。ところが只今主計局長の説明を伺つておりますと、一月分以降についてもちよつと疑問を感じような気分になつて来たのですが、その点どうなんですか。

○政府委員(河野一之君) 一月分以降ということになりますと、明年度の予算に出る問題であります、私どもとしてはそれが最終の期限じゃないか、軍人恩給の問題につきましても、明年の四月以降は、少くとも、遅くともその頃までは皆さまのお手許に渡るように考えなければならぬのじやないか、我々としてはそう考へております。従つてこの問題についても同様の考え方をいたしておる次第であります。

○成瀬權治君 どうも私もつきりしないのですが、端的にお伺いしますと、とにかく軍人恩給のこととは一応切り離しても、一応財源というものは主計局としては用意ができておる、併しそれをここでつきり言うというこ

とは補正予算と関係があるからできないのだ、それでそれを言わんがために、一応ばやかすために、軍人恩給の問題を出しておられるのか、本場に軍人恩給のことと関連をさせてやつて行くとしておられるのか、そのところを明確にしておいて頂きたいと思つておる。

○政府委員(河野一之君) 財源として用意があるというふうにはこの際は私としては申し上げかねると思つておる。つまり補正予算を、今後年度内に於いてどういふことにならうか、只今のところといたしましては、事務的に補正予算を組まなければならぬというふうな段階を只今のところは考へておらないわけでありまして、今後どういふことにならうか、そのことについては事務当局のあつかり知るところではございせんが、少くともこの問題については、それだけの財源の用意があるかというところでなして、今後においては考慮して、政令を施行することにした。こういうことで御起案者の当局と御話し合いをいたした次第であります。

○成瀬權治君 提案者にもお伺いいたしますが、相当私は折衝されたと思つたのですが、ですからそういうことは言えないのだけれども、この公式の文書では私はないと思つたのですが、これを見ますと、予算獲得のため、数回に亘つてあらゆる方法を以て大蔵省との、大蔵省当局との間に折衝を行つたが、政府と交渉の余地を残したまま会議を開き、さつきの通り原案を修正可決し、本会議に提出することとなつた、こう報告されておるですね。こ

認めれば何だか私はやはりあなたの言つておられることと全然食い違つておる。あなたに受取れてしょうがないわけですから、そのところをもう少し、まあ形式的のところは私たちはどうでもよいのです。ですから實際問題として十月からやれるのか、そのところをさつくらばらんにお伺いしたいと思つておる。

○衆議院議員(青木正君) 私のほうもさつくらばらんにお伺いいたしますが、政府との交渉を残したまま本会議に上程可決したという問題は、その問題ではないのであります。例の二十五年、最初二十五年以上のものについて一段階上げるという問題につきまして、大蔵大臣といふ多少の折衝は残つておりましたのであります。それは大体御了承を頂けたらうというところで、本会議に上程したわけでありまして、その問題とは全然関係はないわけでありまして、それから只今の問題につきましては、私どももいたしましては、当初の原案通り十月から是非とも実施してもらいたいというのを始終変らずに大蔵当局と折衝いたして参つたのであります。但し大蔵当局のお話を承わりますと、財源があるとかないとかという問題に限らず、只今主計局長のお話がありまして、只今主計局長のお話で、これはそのときになつて政府として又考へなければならぬ問題も出ると思つておられます。そこではつきりと政府としては我々に對しまして、十月から然らばやるのだというのを政府は恐らく言明せよと言つても無理ではないかというところで、我々の気持も十分政府も了解しておると私も考へまして、納得をしたわけでありまして。

○成瀬權治君 そうすると、あなたは大体十月から実施ができるという何かの、あなたがそういう了承のできるような答弁を、あなたが折衝されたところの主計局長や給与課長があなたに与えておるわけですね。

○衆議院議員(青木正君) 実施ができるという言明と申しますか、そうしたはつきりした、お前の言う通り十月からやるぞという言明は大蔵当局は恐らくできないことであらう。それから私どもも、そうしたはつきりとして十月からということではあつた。併し私どもの気持は十分大蔵当局も了解して頂いておられます。口先でなく、誠意を持つて私たちの氣持を考へて、考慮して下さるということ、を、いろいろ折衝の間において私ども自身として了解いたした、こういうことであります。

○成瀬權治君 どうもあなたのおつしやるのは、向うが了承をしたというわけなんです、大蔵省が……。そうでなく、あなたが大体十月からやれるとをあなたは主計局長或いは給与課長から受けておられるかというのを聞きた。向うはいい、あなたがそういうことができるかできないかというふうな、大体十月から実施ができるというに、あなたが自信を持てるような折衝の過程、いろいろ言明でなく、そういうふうなあなたは察知しておられるかどうかということをお伺いする。

○衆議院議員(青木正君) 私どもの誠意と言いますか、努力に對しましては

大蔵当局も十分わかつておるといふことを私ども自身も了解しておるのであります。その了解の程度について、或いは了解の内容についてどういふ具体的な事実があるか、こういうことになりまふと、具体的にどう言つたというようなことは申し上げかねるわけでありまふ。私どもは我々の気持を十分大蔵当局はわかつてもらつておるといふ確信を持つております。

○竹下重次君 主計局長にお尋ねいたします。旧軍人の恩給の問題とこの問題ををからましてお考えになつておるようでありまふが、先ほどの御説明を伺いましても、それはどういふ理由なんでしょうか。旧軍人のかたも非常に、或るべく早く、一時でも早く恩給をもらいたいという念願がある。併しそれがきまらないのだ、きまらないうちにこちらのほうを上げて行くといふことは、ちよつと面白くないといふような考え方に基くのであります。それともそうでなくて、旧軍人の恩給の問題についてはそれはどうせ支給されることになりまふしうけれども、その金額等についてはまだきまらないのだ、或いはどのくらい大きな金額になるかわからない、そういうことを考えて見るという、予算全体との関係で、ここにこの法案に規定してある金額も支給されないような場合が生ずるかも知れないのだ、それだからこの際につきりした返事をすることはできないのだと、こういう意味でありますか、その点を御説明願ひたい。

○政府委員(河野一之君) 竹下先生は十分その間の御事情を御承知でお聞きになるのだと思ふのであります。

○竹下重次君 ちつとも知らないのです。

○政府委員(河野一之君) この恩給と言ひますものは一つの問題でなしに、他に非常に波及するところが多いのでございませう。共済組合もそうでありまふし、社会保険もそうでありまふし、例として軍人恩給は何したのであります。一つの例を挙げましても、ここにありますが、俸給の作り方というものはすべてにこれは関係するのでございませう。又この二十五年以上という問題も一つは問題になります。若しそういうようなことと同じ処理をやるということになりまふと、ほかの者にどういふような影響が来るかといふことは勿論考えなければならぬのであります。その前提の下に、これが一応与えられたる前提をいたしまして、それならばほかのほうにおいてどういふうな工夫をこらすかといふことをやはり考えぬことにはならぬと思ふのであります。これは国庫当局として当然なものであります。まあ一つの例を挙げたのであります。その問題を考へておるので、決してこれをその関係から分離するといふような御提案者の意思を無視するといふようなことは決して考へていないのじやないといふことを確言申し上げたいと思ひます。

○三好始君 只今の御答弁によりまふと、先ほど私がお尋ねしたことが私は依然として氷解できないのであります。が、そういうお考えでありますと十月から十二月の三ヶ月分の問題でなくして、むしろこの不均衡は正の一部の是正かと思ひます。この是正の本質的の問題になつて来ると思ひます。この法律案によつて是正された恩給を支給することが、例えば軍人恩給のごとき他の方面に影響するところが大きいから問題があるといふことであれば、法律案に規定してある遅くも昭和二十八年一月分以降、その一月分以降について問題がある。そういう本質的問題だといふことになつて来ると思ひます。一月分以降この法律案に掲げてある仮定俸給金額に基いた恩給を支給することに対して、大蔵当局のほうではまだはつきりした了解を与えていないのですか。

○政府委員(河野一之君) 一月分以降については是非実施したいといふふうには私どもとしては考へております。

○三好始君 一月分以降についてこの仮定俸給額を完全に了承された上で、この法律案が衆議院を通過してこちらへ送られてくるものとすれば、十月から十二月にかけての三ヶ月分については軍人恩給との関連を言うよりはむしろ財源の問題が本質的な問題じやないか。こういうふうには私は理解するのであります。でありますから、先ほど来なされてる御説明は恐らく内閣委員のかたがに誤解を与えような結果になつておつたのじやないかと思ひますが、若しそういう私の了解した点が果して間違ひないのかどうかお答え頂きたいと思ひます。

○政府委員(河野一之君) できるだけ早くやりたいことについては私が何回も申し上げた通りであります。ただ十月ということに相成りますと、本年度の補正予算の問題になりまして、補正予算については全体を検討いたしませんと、そのことについてそれがいいとか

悪いとかこの際において、まだ補正予算が具体的な問題になつていない段階においてはなか／＼それを確言申し上げかねる、こういうふうには言つてゐるわけでありまふ。

○竹下重次君 同じようなことを申しますけれども、問題は二通りで、時期の問題だけに了解することができるとありますが、この表にも掲げてある金額、恩給の金額ですね、そういうところの内容にも関係して行くのか。内容に關係して行くのだといふことになりまふならば、予算の伴わない法律を今きめてしまふといふことがどうだ。今までは予算と法律は一緒に審議しておつたのであります。近頃は乱れてゐるようでありまふ。その点があとなんだとするとちよつと心配になつて来るのです。又法律を改めなければ支給ができないといふようなことになりまふと困るのであります。こういう心配があるのでお尋ねしたわけなのであります。

○政府委員(河野一之君) この法律に關していろいろないきさつがあつたことはよく御存知だと思います。併し国会において御可決になりましたものを政府においてそう殊更に輕々に變更すべき筋合いのものではないだらうと私は考へております。

○楠見義男君 問題を整理したいのですが、ばら／＼に質問をする、そうしてそれに対するばら／＼の答えがあるから、例えば一つの例として明年度予算を組むか組まないか、それは組みまふす、こういう答弁があるのであります。これは法律でそういうことははつきりしてゐるのだから、政府が両院を通過した法律を忠実に守らうといふこと

とであれば、又そうしなければならぬのですが、憲法の規定によつて……その場合には当然法律上課せられた義務としては、明年度予算を組まなければならぬことは当然なものであります。そこで問題は、明年度予算を組むか組まないかといふことは問題じやなく、御承知のようにその前の、本年度内に補正予算が組めるか組めないかといふことが問題だ。ところが政府委員の答弁は、明年度予算を組みますといふことは、提案者もそういうことを言われるのですが、提案者は明年度組むことは当然だ、本年度において提案者が希望するがごとく、政府もできるだけ善処する、最善の努力を、提案者の希望をかなえるようにしたいと思つてゐる。こういう答弁を我々実は期待しておるのであります。ところがそういうものに対して、それは全然抜いて、明年度予算を組みますといふことは、そのこと自体は、実は今私どもの聞いている本年度補正予算に、政府は提案者の希望を容れることに最善の努力をしますといふことを言われないことよりも、逆のことを否定するやうな響きを与える、そういうことばかりでなしに一連のこととしてお答えにならないと、非常に聞いてゐるほうも誤解を生じて来るのであります。

○楠瀬常雄君 今に關連して同じようなことでもありますけれども、結局補正予算の問題になつておりますが、補正予算を組むか組むかといふことは何かの關係もあるから、あなたはつきりおつしやることのできないでしよう。補正予算を組むといふようにきまれば、政府でそのときは最善の一つ考慮をするといふことになるのじやないですか。

○政府委員(河野一之君) 提案者の御趣旨もそこにあると私も思うのでありまして、私もできるだけ提案者の御趣旨を酌みまして、できるだけ努力をいたしたいと考えております。

○栗栖越夫君 私もこの補正予算を組むというようなことを突つこまれたこともあるのですが、今の御誠意はわかつて思ふのです。これ以上はもう、我が委員会はどうした方がいいかということ、一つきめて頂けたいのじやないかと思ひます。

○委員(河井彌八君) それでは諸君にお諮りいたします。本案につきましては、質疑は終了したものと認めてよろしいと思ひますか。

○委員(河井彌八君) それでは質疑は終了したものと決します。つきましては本案について討論に入らうと思ひますが、御異議ありませんか。

○委員(河井彌八君) 御異議ないと認めます。それでは討論に入ります。御意見のあるかたは御発言を願ひます。

○中川幸平君 私は本案に賛成の意を表したいと思ひます。恩給不均衡は正の問題は、不均衡該當の全国七万の声であります。一日も早くこの正をせんければならぬという事は、我々の痛感いたしましたところでありまして、今回本案の提出を認められましたが、本当に十分なる正を見る事ができないことは遺憾であります。国家の財政の現状からいまして、これでも従前よりは非常な正の實を挙げているのではないかと、これによつて該當者の辛抱を願わなければならぬと思ひま

す。ただ施行期日が明年一月になるかも知れんという点につきましては誠に御気の毒であります。何とかして補正予算を組まれる際には、是非とも一日も早くこの法案の実施が出来ますように、格段の努力を要望いたします。賛成の意を表する次第であります。

○楠見義男君 私も只今議題になつてゐる、いわゆる恩給不均衡は正に關する法律案につきまして、賛成の意見を述べたいと思つておりますが、先ず最初に意見を申上げる前に、この恩給不均衡は正の問題について長い間提案者である衆議院の提案者のかたが、初めとして各派のかたが、非常な御尽力をせられたことに對して、深く敬意を表するものであります。ただこの恩給不均衡は正の問題につきましては、先ほどもいろいろ論議がございまして、先ほども完全なる正とは我々も考えられませんが、なおかつ十分の時日を以てすれば、我々一層この問題を徹底的に、十分の完全なる正をいたしたいと思つておりますが、その時間的の余裕のないことも一つの理由であります。更にこのことまでに至る間における、先ほど申上げた衆議院の各派のかたが、の非常な努力を多いたしまして、又それに敬意を表しまして、この法案に賛成をしたいと思つて、この法案に賛成したいと思つて、只今中川委員からお述べになりましたように、施行の期日の問題であります。私はこの点については提案者が了解せられてゐるところ、並びに只今大蔵省の主計局長がこれについて政府としても最善の、最大の努力を払うという言明も信頼いたしまして、賛成した

いと思つております。なおついでであります。先ほども主計局長が述べられたように、恩給問題については及ぼすところ非常に大きく、又同時に考えなければならぬ田軍人の恩給、その他いろいろの問題があると思つてあります。従つてこれらの点につきましても、政府は同時に最善の努力を払い、でき得る限り早くこれが成案を得られまうように、これ又強く希望いたします。本案に賛成をいたしたいと思ひます。

○成瀬權治君 私も只今議題になつておりますこの法律案に賛成をするものでございします。併し、この審議の過程或いは質問によつて明らかにされたこと、何か予算があつて、そうしてその範囲内において割當てたような感じがしてならないのであります。問題は何かと申しまして恩給の不均衡があるという事は事實でございします。これで私は是正されたものではな

いと思ひます。従つて今後もう少し問題について努力すると申します。当然私は再修正がなされるものと、こ

ういうふうな期待もいたします。なお先ほど楠見委員も言われましたように、施行期日は提案者は了解されてゐるうちに、この十月から確實に施行されるものであると、こ

ういうふうにして本案に賛成するものでございします。

○上條愛一郎君 私も同様に本案に賛意を表するものであります。私どものといたしましては、この問題は衆議院において取上げられて、衆議院が議決を最初提出された案が私どもが妥協と考

へておつたものであります。それが今申上げたような事情で、予算の關係か

ら修正を余儀なくされたという感じがいたすのであります。我々参議院とい

たしまして、近き将来において十分

に不均衡は正の問題については私ども

みずから檢討を加えて、成るべく早

い機会になお是正の余地があるとい

いますならば、その是正をいたしたい

と考へるわけでありまして、なお楠見

さんのおつしやるうちに、この実施の時

期に關しましては、十分大蔵當局の言

を信じまして、十月から実施されるよ

うに希望を申上げる次第であります。

○栗栖越夫君 もう多く附加える必要

はありませんが、私も賛成いたしま

す。殊に衆議院のほうに予算は先議權

がありまうけれども、衆議院と参議院

と一緒に、早く施行実施ができ

るように予算的措置をするということ

に、一緒に、なるべく努力をいたした

と、こ

う思つております。

○松原一彦君 政進黨を代表しまし

て、本案に賛成の意を表します。それ

につけても、私は曾つて昭和二十

三年にこの恩給假定法を定める當時の

提案者として私は責任を持つ者であり

まして、その當時の假定法が低きに過

ぎたと、正しいものでなかつたとい

う事實が、その後歴々として現われま

して、ベイス・アップに伴うスライドア

ップが常に非常な大きな格差を持つ

て、不均衡の声を天下に高からしめ、

数十萬の一時恩給者の手厳しい要求と

なつて参つたのであります。決して憐

みを求めるものではございせん。適

正なるものを等しく与えられたいとい

う要求であります。但しこの要求の中

には相当誤解もありまして、適正な標

準を出すということにつきましても、

幾多の計数がありまして、なか

／＼困

があつたにもかかわらず、その假定法をば極力下げようとしたところには、私は一つの意図があると思う。それが一万円ベースの適正の假定法とするならば、数百万に及ぶ軍人恩給の復活に際しまして、これが非常な減額となるのであります。これは私はいわれなき政治的な操作を以て、適正なる基本的権利財産権を侵害するものだと思ふ。そういうような偏見を残してはならぬ。従つて衆議院におきましては多数のかたゝが提案者と共に適正な基準を出すことに御努力になつたのでありますけれども、遂に及ばなかつたことを如何にも遺憾に思ふのであります。かようなものを定める場合においては各方面の影響を勿論考慮しなくちやなりません。その点におきまして幾多の遺憾を残しますけれども、併し地方における窮乏している人々が一つの救いを持つことにおきまして止むを得ず私は一応この案に賛成し、成立すると同時に、実施が実は数年前に遡るべきほどの空白があつたのであります。それを十月一日からやりましたことは止むを得んとしましても、それも一つの期待であつて、この法律の表面から行けば一月以降になる虞れが多分にあります。どうか提案者、政府当局におきまして十二分に御考慮の上に十月一日から実施せられますように御努力を御期待申し上げます私の賛成の言葉といたします。

○竹下豊次君 私は緑風会の代表として楠見君にお話を願うつもりで、私の申しましたことが聞えなかつたせいか、楠見君の代表的なお話になつておりませんので、一言私の考えを申添えまして賛成の意を表したいと思ひます。

○委員長(河井彌八君) 御署名漏れはございませんか。

○委員(河井彌八君) 他に御発言ないと思ひます。本案について採決をいたします。本案に同意の諸君の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(河井彌八君) 全員一致であります。よつて本案は全員一致を以て可決すべきものと議決せられました。つきましては賛成者の諸君の御署名を願ひます。

多数意見者署名

松原 一彦	三好 始
竹下 豊次	栗栖 越夫
横尾 龍	楠見 義男
楠瀬 常猪	上條 愛一
成瀬 幡治	鈴木 直人
中川 幸平	

○委員長(河井彌八君) 御署名漏れはございませんか。

なお本会議における委員長報告は委員長に御一任願ひたいと思ひます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。さうに決します。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(河井彌八君) 速記を始めます。それでは本日はこれにて散会いたします。

午後四時八分散会